

4月から 国民健康保険制度の一部が変わります

国民健康保険制度は、市区町村ごとに運営されていましたが、平成30年4月からは、都道府県も市区町村とともに国保運営を担うことになります。



① 国保の資格の取得・喪失は都道府県単位になります

同一の都道府県内なら、転居しても国保の資格は変わりません。ただし、転居後の市区町村で、改めて保険証が交付されます。

なお、他の都道府県へ転居した場合は、国保の資格の取得・喪失が生じます。

※ いずれの場合も、従来通り市区町村への転入・転出の届出が必要です。

② 8月より保険証などの様式が変わります

③ 高額療養費の多数回該当が都道府県単位で通算されるようになります

	こんなとき	手続きに必要な物 (下記以外に印かん持参)
国保に入るとき	職場の健康保険をやめたとき	職場の健康保険をやめた証明書
	職場の健康保険の被扶養者から外れたとき	被扶養者から外れた証明書
	子どもが生まれたとき	母子健康手帳
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書
国保をやめるとき	職場の健康保険に入ったとき	国保と職場の健康保険、両方の保険証（職場の健康保険証が未交付のときは加入したことを証明するもの）
	職場の健康保険の被保険者になったとき	
	死亡したとき	保険証・死亡を証明するもの
	生活保護を受けるようになったとき	保険証・保護開始決定通知書
その他	住所が変わったとき	保険証
	世帯主や氏名が変わったとき	
	世帯を分けたり、一緒にしたりしたとき	
	修学などで大口町外に居住するとき	保険証・在学証明書
	保険証をなくしたとき、またはよごれて使えなくなったときなど	顔写真付きの官公庁などが発行した身分証明書（運転免許証など）

マイナンバー制度の開始に伴い、届け出に必要なもの

- ① 世帯主および対象者のマイナンバーカードまたは通知カード
- ② 窓口に来る方の本人確認書類（運転免許証、パスポートなど顔写真があるものは1点、保険証、年金手帳など顔写真のないものは2点必要）
- ③ 代理人による届け出の場合、申請者の委任状

国保からお知らせ

国保の加入・脱退手続きは14日以内に

3月から4月にかけては、就職や退職、転入や転出など異動が多い時期です。異動に伴い、国民健康保険に加入したり、脱退したりしたときは届け出が必要になります。

国民健康保険を正しく利用するため、異動があった日から14日以内に届け出ていただく。加入の届け出が遅れると

加入手続きの届け出がなかった

た期間の医療費が全額自己負担となる場合があります。また、保険税はさかのぼって納付しなければなりません。

脱退の届け出が遅れると

届け出が遅れたため、国民健康保険の資格がなくなっているにもかかわらず、うっかり国民健康保険の保険証を使って診療を受ける方がいます。この場合、国民健康保険が負担した医療費を返還していただくことになります。

所得申告もお忘れなく

国民健康保険に加入している

方は、原則、所得の有無にかかわらず申告をする必要があります。ですので、申告書を提出してください。なお、国民健康保険税は、所得が一定基準以下の場合、被保険者均等割と世帯別平等割が減額されますが、所得申告がない場合、減額ができません。※確定申告、町・県民税申告をした方などは申告の必要はありません。

問合せ先 戸籍保険課

☎ 95-1116